

事 務 連 絡
令 和 8 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課

評価療養の対象とするプログラム医療機器について

標記について、以下のとおり令和8年6月1日から新たに評価療養の対象とする
ので通知する。

記

1. 評価療養の対象とするプログラム医療機器
販 売 名 ：リフトンD
製造販売業者：DTアクシス株式会社
2. 評価療養の対象とする使用目的・使用方法等
薬物療法が行われているにもかかわらず、症状が改善しない中等度以
上の抑うつ症状が残存するうつ病患者の精神症状の緩和
3. 評価療養の対象とする期間
令和8年6月1日から令和12年5月31日まで